

令和 8 年度

第3回 第一農地部会定例会議事録

令和8年6月29日（月）

上越市市民プラザ 2階 第一会議室

令和 8 年度第 3 回第一農地部会定例会議事録

日時 令和 8 年 6 月 29 日（月）午後 4 時 10 分

場所 上越市市民プラザ 2 階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

〈会議出席者〉

3 番 涌井	4 番 吉村	8 番 飯塚
9 番 竹山	10 番 上原	11 番 丸山
16 番 小林（国）	20 番 竹内	22 番 清水（増）
23 番 草間	24 番 坪井	

(2) 農地利用最適化推進委員

渡部	丸山	竹田	片桐
笠原	石黒	平野	七森
白木	清水（康）	野村	綿貫
金子	高橋	高島	篠宮

2 欠席委員

(1) 農業委員

12 番 小林（賢）

(2) 農地利用最適化推進委員

山本

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	班長	閨間
清里区駐在室	副主査	中条

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

8 番 飯塚	20 番 竹内
--------	---------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対するについて
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農業振興地域整備計画変更に対するについて
- 議案第3号 地域計画の変更案に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により吉村部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 16 人、欠席推進委員数 1 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 8 番 飯塚委員、議席番号 20 番 竹内委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の読み上げ> ※総会で行ったため省略
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 132 番から 163 番の 32 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 32 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態としましては、他者へ売却予定が 1 件、耕作者変更が 2 件、中間管理機構へ貸付が 1 件、圃場整備事業及び機構関連事業が 26 件、経営規模縮小が 2 件であります。一番右端の備考欄に、このあと説明する議案との関連について記載しておりますので参考にしてください。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 32 件を承認します。
	＜報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 1 番から 2 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 7 頁をご覧ください。報告第 2 号は、権利移動を伴わない農地転用届出の受理報告です。こちらは、市街化区域内における農地転用となります。市街化区域内の農地を転用する場合は「届出」を提出していただき、事務局で受理・確認し、専決処分したものを農地部会で報告する手順となっております。 専決処分したものの、転用目的といたしましては、「一般個人住宅」1 件、「車庫」1 件です。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 2 件を承認します。
	＜報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 41 番から 51 番の 11 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 8 頁をご覧ください。報告第 3 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。こちらにも、市街化区域内における農地転用となります。 転用目的は、「一般個人住宅」5 件、「宅地拡張」1 件、「資材置場」2 件、「駐車場」1 件、「天然ガス輸送管埋設」1 件、「倉庫」1 件です。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 3 号の 11 件を承認します。
	＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 49 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

(事務局) 秋山	それでは 11 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。巻末の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 それでは番号 49 番について説明します。 こちらは上野田地内において、譲受人の自宅裏の畑であり、すでに譲受人が家庭菜園として利用していることから、所有権移転するものであります。 既に耕作しており全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	※ 現地確認の委員から補足説明 ただ今の事務局、委員の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 用途区分の変更」1 番から 4 番までの 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 12 頁をご覧ください。 議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。 最初に「1 用途区分変更」1 番から 4 番です。農業振興地域、いわゆる青地に農業用施設を建築する場合、用途区分変更の申請を行う必要があります。 1 番は、申請者が、ライスセンターおよび駐車場、農機具・資材置場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。14 頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。申請農地は申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 2 番は、申請者が、農機具格納庫および駐車場、資材置場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。15 頁に添付の位置図の一番北側が申請農地となります、併せてご覧ください。申請農地は申請者が耕作している農地の近隣の農地であ

	り、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 3 番は、申請者が、農機具格納庫および駐車場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。15 頁に添付の位置図の中ほどが申請農地となります、併せてご覧ください。申請農地は申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 4 番は、申請者が、農機具格納庫および駐車場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。15 頁に添付の位置図の一番南側が申請農地となります、併せてご覧ください。申請農地は申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
竹内委員	番号 1 番の野尻の案件ですが、変更する面積が大きいですけど問題はないのですか。
栗和田 局長	県の補助金も投入して整備するライスセンターで、騒音や粉塵なども配慮する必要性もあることから、一定程度、大規模な面積を要するものと認識しています。
石黒委員	登記簿面積と変更面積が違いますが、どういうことでしょうか。
栗和田 局長	登記簿面積 895 m ² のうち、一部分の 638.29 m ² を変更するという意味合いです。
議長	そのほか、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号は原案のとおり変更することに決定します。

議長	<議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」利用権設定、地域計画区域内の番号 304 番から 324 番までの 21 件と地域計画区域外の番号 325 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、16 ページをご覧ください。 まずは「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」の利用権設定、地域計画区域内の番号 304 番から 324 番までについて説明します。 こちらすべて、地域計画区域内の農地であり、「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであります。 対象農地につきましては、22 ページからの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。こちらの大半は、清里第一地区の機構関連型の圃場整備事業の実施に伴い、機構を介した利用権設定にし直すものであります。 これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。ページが飛びまして 46 ページをご覧ください。番号 325 番の「地域計画区域外」の農地についてであります。 こちらは目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、次ページの対象農用地リストに記載のとおりです。こちらも農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号、利用権設定について、原案のとおり決定します。 それでは次に進みます。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 (中郷区駐在室分の議案)
議長	< 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」 > 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7113 番から 7115 番の 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 丸山	1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告で、いずれも受け人の要望による合意解約です。 受け人は認定農業者でしたが、高齢となり経営規模を縮小する意向で、受け人の親族が設立した法人が引き継いで耕作をする予定です。 解約後の利用形態は農地中間管理機構への貸付予定で、番号 7113 番は現在手続き中です。番号 7114 番と 7115 番は右端の備考欄に、この後ご説明いたします議案との関連について記載しておりますので参考にしてください。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、3 件を承認します。
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7110 番と 7111 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 丸山	それでは 2 頁をご覧ください。 議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 まず番号 7110 番は、中郷区岡沢地内において譲受人が譲渡人から宅地・住宅を購入して移住し、宅地に隣接する申請農地を家庭菜園として利用したいため所有権移転するものです。 申請農地を相続した譲渡人は市外に居住し、耕作・管理が困難であり、また譲受人は、現在妙高市の滞在型市民農園の契約利用者で、耕作の経験はあり、全部効率要件並びに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断しました。

	次の番号 7111 番は、先ほどの 7110 番で申請のありました農地に囲まれた形の農地で、同じく譲受人の希望により同時に所有権移転するものです。説明は以上です。
議長	現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。 22 番 清水委員をお願いします。 (「特段、問題・異常なし」と報告あり)
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
篠宮委員	双方の譲受人の住所が東京都になっていますが、今後、移住されるのですか。
(事務局) 丸山	現在、妙高市に長期滞在しており、今後、移住し住民票も移す予定と聞いています。
議長	そのほか、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号、「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 7115 番から 7126 番の 12 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 丸山	3 頁から 5 頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。全て地域計画内の対象農地であります。

	受人である(株)Octal は、今年 3 月に石野昭一氏の孫の石野倖己氏が設立した法人で、今まで石野昭一氏が契約していた田を引継いで耕作し、妙高市内でも多くの田を賃貸契約手続き中であることを、妙高市農業委員会に確認済みです。 「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、6 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりであります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 すべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等が無いようなので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。議案第 2 号について、原案のとおり決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7557 番から 7560 番の 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 関間	1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 4 件は、いずれも合意による解約です。 解約後の利用形態は、休耕が 1 件、中間管理機構へ貸付が 1 件、耕作者へ売却予定が 2 件です。 一番右端の備考欄に、このあと説明する議案との関連について 記載しておりますので参考にしてください。説明は以上です。
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、4 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7508 番から 7511 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 閏間	それでは 2 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。お手元に配布した農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。 番号 7508 番から 7510 番は、従前の賃貸借契約である「経営基盤強化促進法相対契約」の賃貸借期間満了に伴い、3 条にて契約を再設定するものであります。 場所は、譲受人がまとめて耕作している農地であることから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 番号 7511 番は、板倉区針地内において、農地を手放したいとする譲渡人からの所有権移転であります。現状は、休耕している状態ではありますが、水路等も整備されており、耕作可能であることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	現地確認いただいた委員から補足説明をお願いします。 ※現地確認・・・No.7508 飯塚委員 現地確認・・・No.7509～7510 小林委員 現地確認・・・No.7510 野村委員
議長	ただ今の事務局、委員の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	異議なしと認めます。議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。

議長 (板倉区) 閏間	<議案第２号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 次に、議案第２号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「１ 農業振興地域の農用地区域からの除外」１番の１件、「２ 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」１番の１件を上程します。事務局の説明を求めます。 それでは３頁をご覧ください。 議案第２号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。 最初に「１ 農業振興地域の農用地区域からの除外」です。 申請農地は、板倉区針地内の「畑」１筆 69 ㎡で、変更理由は、一般住宅整備のためです。４頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。 次に「２ 農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更」です。 １番は、資材置場および農業機械・車両置場整備のため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。５頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。説明は以上です。 議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり） 議長 特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第２号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 議長 異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり許可することに決定します。 議長 <議案第３号「地域計画の変更案に対する意見について」> 次に、議案第３号「地域計画の変更案に対する意見について」、上程します。事務局の説明を求めます。 (板倉区) 閏間 議案第３号「地域計画の変更案に対する意見について」説明いたします。 ６頁をご覧ください。本件は、先の議案第２号に上程でした農業振興地域の農用地区域からの除外について、農業振興地域整備計画の変更の縦覧公告の前に、当該土地
----------------------------------	---

	の地域計画の区域面積からの除外が必要となるため、地域計画の区域面積の変更について、市長名で意見照会があったものです。該当の土地と面積は議案書のとおりです。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「地域計画の変更案に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 次に、議案第 4 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、所有権移転、番号 7615 番と、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 7616 番から 7626 番までの 11 件を上程します。 議案はひとつではありますが、各々の権利種別ごとに意見・質問を諮り、議決したいと思います。最初に所有権移転です。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	それでは、7 ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転 1 件について説明いたします。こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行うものであります。 地域計画区域内の農地であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 当該農地は一団の優良農地であり、受け手の耕作者につきましても、近接の農地で一定規模の耕作を行っていることから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第４号「上越市農用地利用集積等促進計画案」に係る、農地の売買、所有権移転に対する意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第４号、所有権移転について、原案のとおり決定します。
議長	それでは次に進みます。同じく議案第４号、権利種別は、利用権設定の地域計画区域内及び地域計画区域外の番号 7616 番から 7626 番までの 11 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	８ページをご覧ください。 「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」の利用権設定、番号 7616 番から 7625 番までの「地域計画区域内」の対象農地について説明します。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、11 ページから 24 ページの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。25 ページ、番号 7626 番をご覧ください。 こちらは目標地図に搭載されていない農振白地の農地であり、対象農地につきましては、26 ページの対象農用地リストに記載のとおりです。 こちらでも農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
篠宮委員	No.7619 のような大規模な担い手間による権利移動もあるのでしょうか。
栗和田 局長	板倉区では集約調整会議を行っているため、今後、このような動きも出てくる場合があります。

議長	そのほか、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第４号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「意義なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第４号、利用権設定について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」> 次に議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、番号 7600 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 閏間	それでは、27 頁をご覧ください。こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は 28 ページから 34 ページにある対象農用地リストのとおりです。こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案について「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第５号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号、原案のとおり決定します。
議長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8104 番から 8183 番の 80 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。受理した 80 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態としましては、全てが中間管理機構への貸付であります。 番号 8104 番から 8165 番までが今までの契約内容を見直し機構を介した利用権設定にし直すもので、8166 番から 8183 番までが圃場整備事業に伴い元々基機構契約だったものを一旦解約し、新たに契約期間を延長した機構との利用権設定をし直すものであります。関連案件は備考連に記載のとおりです。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 60 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8102 番から 8103 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは 15 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動に係る許可についてです。巻末の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。番号 8102 番から順に説明します。 こちらは、清里区岡嶺新田地内地内において、高齢により耕作できなくなった譲渡人から、家庭菜園として利用するために譲受人に所有権移転するものであります。 譲受人も隣接農地で耕作していることから全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 8103 番です。ことらも同じく清里区岡嶺新田地内において、同じく高齢による財産処分を考えていた譲渡人が、家庭菜園として利用したい譲受人に所有権移転をするものであります。この譲受人は以前から畑の所有を希望していましたが、下限面積の規定があり断念していました。数年前に下限面積規定が撤廃され、今回の申

	請に至ったものです。農作業の経験はまだ浅いものですが、近所の方々から手伝っていただき、技術等を学んだと聞いています。 こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	現地確認いただいた委員から補足説明をお願いします。 ※現地確認・・・No.14 上原委員 ただ今の事務局、委員の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「意義なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第2号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の利用権設定、地域計画区域内の番号8109番から8181番までの73件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは16ページをご覧ください。「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）」で、権利種別は利用権設定となります。 こちらは「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであり、対象農地につきましては、35ページからの対象農用地リストに記載のとおりであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 18条6項の合意解約で報告しましたが、番号8109番から8172番までが、今までの契約内容を見直し、機構を介した利用権設定を結ぶもので、8173番から8181番までが基盤整備清里第一地区関連の利用権設定となります。これらすべて「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第２号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> それでは、その他に入ります。事務局から何かありませんか。 （「ありません」の声あり） 以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。 しました。説明は以上です。

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員